

平成28年第4回定例会提出議案の説明資料

議案番号	件名	担当部課	頁
1	柏市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 行政課	1
2	柏市職員退職手当条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室/ 水道部 総務課	3
3	柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	財政部 収納課	4
4	柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防局 火災予防課	5
5	柏市立こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 学童保育課	6
6	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（北柏駅北口土地区画整理事業1号調整池築造工事）	都市部 北柏駅北口土地区画 整理事務所	7
7	訴えの提起について	財政部 債権管理室	8
8	訴えの提起について	財政部 債権管理室	9
9	和解の申立てについて	財政部 債権管理室	10
10	和解の申立てについて	財政部 債権管理室	12
11	字の区域及び名称の変更について	都市部 市街地整備課	14
12	平成28年度柏市一般会計補正予算について（第4号）	財政部 財政課	16
13	平成28年度柏市水道事業会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	16
14	平成28年度柏市下水道事業会計補正予算について（第1号）	財政部 財政課	16

議案第 1 号 柏市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、公文書の開示を受けるものための事務経費について適正な負担を求め、開示実施手数料を制定するため、柏市情報公開条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 公文書の開示を受けるものは、次の表に定めるところにより、手数料を納入しなければならないこと（第 17 条第 1 項及び別表関係）。

公文書の種類	開示の実施の方法		開示実施手数料の額			
			単位等	市民等	市内法人等	その他
1 文書又は図画 (実施機関が保有等をする機器により、読み取り又は複写をすることができるものに限る。)	(1) 閲覧		1件当たり50枚までごとにつき	50円	75円	100円
	(2) 複写機により複写したものの交付	A3判以下のもの	単色(黒)刷り1枚につき	10円	15円	20円
			上記以外1枚につき	20円	30円	40円
		A3判を超えるもの	単色(黒)刷り1枚につき	A3判の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して算定した額		
			上記以外1枚につき	A3判の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して算定した額		
(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付		当該文書又は図画1枚につき次に掲げる額に、光ディスクの価額を加えた額	10円	15円	20円	
2 電磁的記録 (実施機関が保有等をする機器により、出力又は複写をすることができるものに限る。)	(1) A3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧		1件当たり50枚までごとにつき	100円	150円	200円
	(2) A3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付		単色(黒)刷り1枚につき	10円	15円	20円
			上記以外1枚につき	20円	30円	40円
	(3) 光ディスクに複写したものの交付		1件につき次に掲げる額に、光ディスクの価額を加えた額	200円	300円	400円

備考

1 開示実施手数料の額に係る区分は、次のとおりとすること。

(1) 「市民等」とは、市内に住所を有する個人及び市内に事務所又は事業所を有する団体（法人（認可地縁団体を除く。以下同じ。）を除く。）並びに市内に存する事務所又は事業所に勤務する者（市内に住所を有する個人を除く。）及び市内に存する学校に在学する者（市内に住所を有する個人を除く。）をいうこと。

(2) 「市内法人等」とは、市内に事務所又は事業所を有する個人（市内に住所を有する個人を除く。）及び法人をいうこと。

(3) 「その他」とは、(1)及び(2)に掲げるもの以外のものをいうこと。

2 表の1(2)及び2(2)の場合において用紙の両面に複写又は出力をするとき並びに表の1(3)の場合において用紙の両面を読み取るときは、片面を1枚として額を算定すること。

3 「1件」とは、決裁、供覧その他これらに準じる手続を一にするものをいうこと。

4 閲覧に引き続き、当該閲覧に係る公文書を複写等したものの交付を行う場合における当該複写等したものの交付に係る手数料の額は、当該額が、当該閲覧に係る手数料の額以下のときは無料とし、当該閲覧に係る手数料の額を超えるときは当該複写等したものの交付に係る手数料の額から当該閲覧に係る手数料の額を減じた額とすること。

- 2 市長及び公営企業管理者は、1により手数料を納入しなければならないものが次のいずれかに該当するものである場合は、その手数料を減額し、又は免除することができること（第 17 条第 2 項関係）。

- (1) 生活保護法に基づく被保護者
 - (2) 災証明書等により災害を受けたことを公的に証明された者で、手数料を全額納入することが困難なもの
 - (3) その他特に必要があると認められるもの
- 3 既に納入した手数料は、返還しないこと（第17条第5項関係）。
 - 4 1の表に定める公文書以外の公文書の開示を受けるものは、実施機関の規則その他の規程で定める当該開示の実施に要する費用を負担しなければならないこと（第17条第6項関係）。
 - 5 1の手数料及び4の費用は、前納しなければならないこと（第17条第8項関係）。
 - 6 この条例は、平成29年4月1日から施行すること。

議案第 2 号 柏市職員退職手当条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に係る支給内容の変更等を行うため、柏市職員退職手当条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市職員退職手当条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

(1) 高年齢被保険者の要件が改められたことに伴い、退職した職員が退職の日後失業している場合において当該職員に対して一定の条件の下に支給する退職手当の支給要件を改めること（第 10 条第 5 項及び第 6 項関係）。

(2) 広域求職活動費が求職活動支援費に改められたことに伴い、求職活動を容易にするための役務の利用をする職員等を支給対象とすること（第 10 条第 11 項関係）。

(3) 就業促進手当、移転費及び求職活動支援費について、(1) の退職手当の支給を受けることができる職員を支給対象とすること（第 10 条第 15 項関係）。

2 柏市企業職員給与条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

企業職員に支給する退職手当について、1 に準じた改正を行うこと（第 15 条第 11 項及び第 13 項関係）。

3 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、地方税法の改正に伴う特定一般用医薬品等購入費に係る個人市民税の医療費控除の特例の創設等を行うため、柏市税条例及び柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市税条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

- (1) 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が 1 万 2, 000 円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額（8 万 8, 000 円を限度とする。）を総所得金額等から控除すること（附則第 4 条関係）。
- (2) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の市民税の所得割又は法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算すること（第 43 条、第 48 条及び第 50 条関係）。
- (3) 台湾との租税取決めにより、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税すること（附則第 16 条の 3 の 2 関係）。

2 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行すること。ただし、1（1）は、平成 30 年 1 月 1 日から施行すること。

議案第 4 号 柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、防火対象物の消防用設備等の違反状況の公表制度を創設するため、柏市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が消防法、消防法施行令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨の公表をすることができることとし、当該公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨の通知をすること（第 47 条の 3 第 1 項及び第 2 項関係）。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 5 号 柏市立こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号は、柏市立富勢こどもルームを移設するため、柏市立こどもルーム条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 移設後のこどもルームの名称及び位置は、次のとおりとすること（別表関係）。

名称	位置
柏市立富勢小こどもルーム	柏市布施 9 2 5 番地の 1

- 2 この条例は、平成 2 9 年 3 月 1 日から施行すること。

議案第 6 号 「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（北柏
駅北口土地区画整理事業 1 号調整池築造工事）

議案第 6 号は、市議会平成 27 年第 3 回定例会において議決を経た「工事の
請負契約の締結について」（議案第 7 号）の一部を次のとおり変更しようとする
ものです。

契約金額を次のとおり変更すること。

変更前	変更後
415,584,000円	427,032,000円

議案第 7号 訴えの提起について

議案第7号は、保護費徴収金の請求に係る訴えを提起しようとするものです。主な内容は、次のとおりです。

1 訴えの概要及び理由

被告への保護費の支弁が、不実の申請によるものであることが判明したため、その費用の全額を被告から徴収する決定をした。

しかし、被告が長期間にわたり当該徴収金を滞納しているため、被告に対して当該徴収金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、滞納している保護費徴収金を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び(1)について仮執行の宣言を求める。

議案第 8 号 訴えの提起について

議案第 8 号は、市営住宅の明渡し等の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 訴えの概要及び理由

本市の市営住宅である柏市根戸 4 1 1 番地の 1 1 市営北柏 A 棟 3 0 1 号室（以下「本件建物」という。）の入居者が長期間にわたり家賃を滞納していたため、本件建物の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を解除し、入居者に対して本件建物の明渡し、被告ら（入居者及び本件賃貸借契約に係る債務の連帯保証人をいう。以下同じ。）に対して滞納している家賃及び本件賃貸借契約解除後の本件建物の不法占有に係る損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 請求の趣旨

- (1) 入居者は、原告に対し、本件建物を明け渡せ。
 - (2) 被告らは、原告に対し、連帯して、滞納家賃及び本件建物の不法占有に係る損害賠償金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決及び（2）について仮執行の宣言を求める。

議案第 9号 和解の申立てについて

議案第9号は、市営住宅の滞納家賃の支払等に係る和解を申し立てようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 申立ての概要及び理由

本市の市営住宅である柏市根戸467番地市営住宅根戸団地6号棟629号室の建物（以下「本件建物」という。）について、相手方が長期にわたり家賃を滞納していたため、申立人は相手方と交渉し、滞納家賃の支払及び当該支払がなされない場合の本件建物の明渡し等について2のとおり合意したため、裁判所に和解を申し立てようとするもの

2 申立ての趣旨

(1) 本件建物の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）につき、相手方は、申立人に対し、滞納家賃の支払義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。

ア 和解が成立した月から当該月の9年10か月後の月まで、毎月末日限り、金8,000円ずつ

イ 和解が成立した月の9年11か月後の月の末日限り、既払金を控除した残額

(2) 相手方は、申立人に対し、(1)のとおり滞納家賃を支払うほか、毎月末日限り、当月分の家賃を支払う。

(3) 相手方が、(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金4万円に達したときは、相手方は、当然に期限の利益を失い、申立人に対し、(1)の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

(4) 次に掲げる場合、本件賃貸借契約は当然に解除となり、相手方は、申立人に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

ア 相手方が(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金4万円に達したとき。

イ 相手方が(2)の家賃の支払を3回以上怠り、かつ、その額が3か月分に達したとき。

(5) (4)により本件賃貸借契約が当然に解除となったときは、相手方は、申立人に対し、本件賃貸借契約の解除の日の翌日から本件建物の明渡しの

日まで、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の割合による金員を支払う。

(6) 申立人と相手方は、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第10号 和解の申立てについて

議案第10号は、市営住宅の滞納家賃の支払等に係る和解を申し立てようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 申立ての概要及び理由

本市の市営住宅である柏市高田63番地の4市営住宅高田団地11号棟22号室の建物（以下「本件建物」という。）について、相手方ら（本件建物の入居者及び本件建物の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に係る債務の連帯保証人をいう。以下同じ。）が長期にわたり家賃を滞納していたため、申立人は相手方らと交渉し、滞納家賃の支払及び当該支払がなされない場合の本件建物の明渡し等について2のとおり合意したため、裁判所に和解を申し立てようとするもの

2 申立ての趣旨

(1) 本件賃貸借契約につき、相手方らは、申立人に対し、連帯して滞納家賃の支払義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。

ア 和解が成立した月から当該月の9年10か月後の月まで、毎月末日限り、金3,000円ずつ

イ 和解が成立した月の9年11か月後の月の末日限り、既払金を控除した残額

(2) 相手方らは、申立人に対し、(1)のとおり滞納家賃を支払うほか、毎月末日限り、当月分の家賃を支払う。

(3) 相手方らが、(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金1万5,000円に達したときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、申立人に対し、(1)の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

(4) 次に掲げる場合、本件賃貸借契約は当然に解除となり、入居者は、申立人に対し、直ちに本件建物を明け渡す。

ア 相手方らが(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金1万5,000円に達したとき。

イ 相手方らが(2)の家賃の支払を3回以上怠り、かつ、その額が3か月分に達したとき。

(5) (4)により本件賃貸借契約が当然に解除となったときは、相手方らは、

申立人に対し、本件賃貸借契約の解除の日の翌日から本件建物の明渡しの日まで、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の割合による金員を支払う。

- (6) 申立人と相手方らは、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第11号 字の区域及び名称の変更について

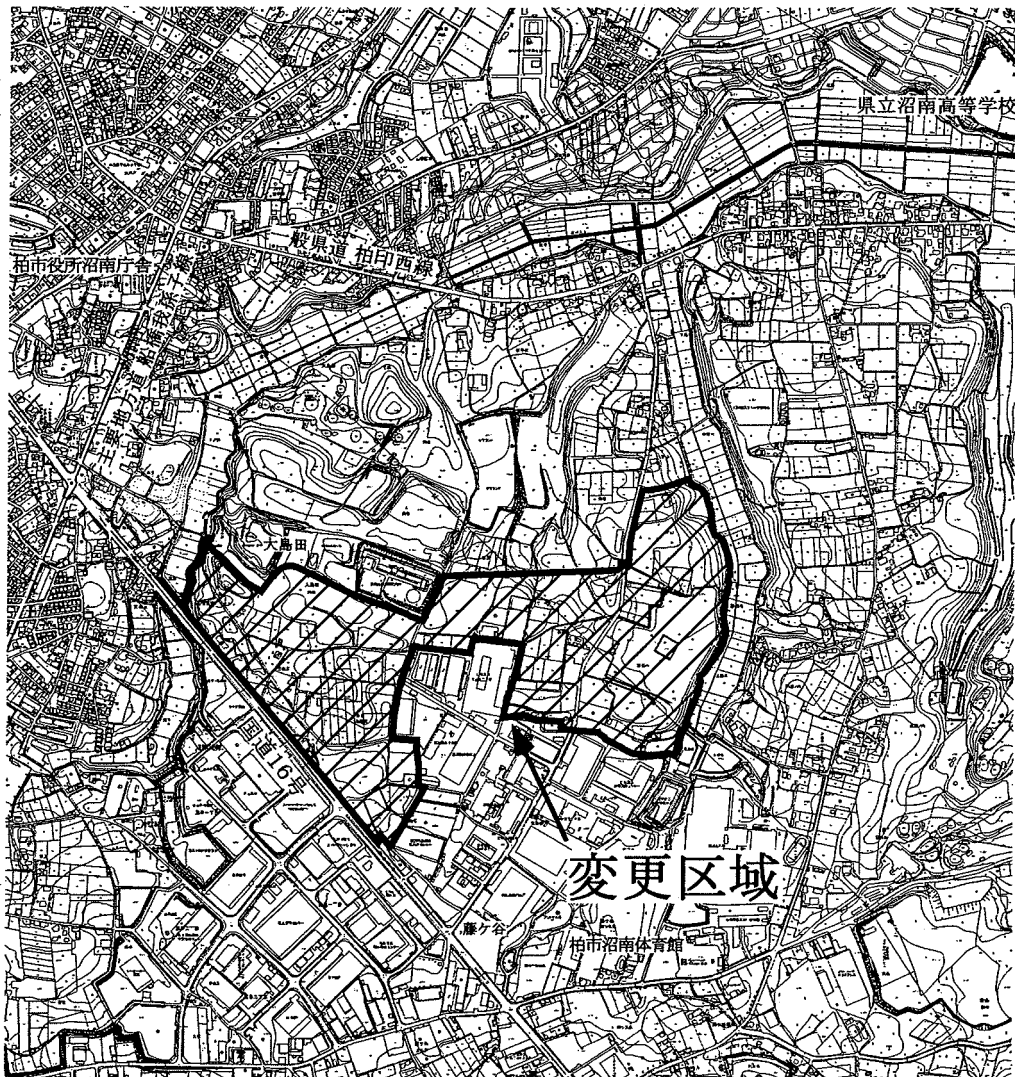
議案第11号は、柏都市計画事業沼南中央土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域及び名称を次のとおり変更しようとするものです。

新 大字	旧		地番	
	大字	字		
大島田一丁目	岩井	宮後原	805の1 805の3 805の4 806の1~806の18 806の20~806の31 807の1 807の2 808の1~808の3 809の1 809の6~809の8 810の2	
		大島田	東田	671の7~671の15
	向峠		885の2 890の3 903~910	
	宮後原		911 912 913の1 913の2 914~917 918の1 918の2 919の1 919の2 920の1 920の2 921の1 921の4 922の1 922の5 922の6 923~925 926の1 927の2 929の1 929の4 929の5 930 931 932の1 932の6 933 934 935の1 935の2 936 937の1~937の26 939 940の1 940の2 941の1 941の2 942 943の1 943の2 944の1 944の2 945	
	溜台	946 947 948の1 948の4 948の5 949の1 950の1 951の1 951の4		
	箕輪	宮後原	758の1 758の4 758の7 758の8 759の3 759の25~759の28	
	若白毛	宮原	1143の4 1145の1~1145の3 1146 1152の1の内	
		後原	1153の1の内 1154の内 1160の内 1161の2の内	
	大島田二丁目	若白毛	遠清水	794 795の1 795の2
			上清水	830の2 830の3 834の6 838の1 838の2 839
中清水			840 841の1 841の2	
新山			1033の9 1033の11 1033の12 1034の1 1035の1 1035の3~1035の7 1036の1 1036の2 1037の1 1037の2 1038 1039の1 1039の2 1040の1~1040の3 1041の1 1041の3~1041の6 1042の1 1042の2 1042の4 1043の1~1043の3 1044~1050 1051の1 1051の3 1051の4 1052の1~1052の4	
東新山			1053の1~1053の8 1055の1 1055の3 1055の4 1055の6~1055の15 1060の2 1064の1 1064の2 1065の1 1065の2 1066の1~1066の5 1067 1068の1 1068の2 1069の1~1069の3 1070の1 1070の2 1071の1 1071の2 1072の1 1072の2 1073の1 1076~1078 1079の1 10	

	79の2 1080の1 1080の3
西新山	1084の1~1084の3 1086の1~1086の10 1088の1 1088の2 1089~1091 1092の1 1092の2 1093 1094 1095の1~1095の15 1096 1097 1098の2 1099の2 1100の2 1101の1 1101の2 1102の3~1102の5 1103の2 1116の2 1117 1118 1119の1~1119の4 1120 1121の1~1121の3 1122 1123の2~1123の5 1123の9
宮原	1124の5 1124の8 1131の3 1131の6 1152の1の内 1152の3
後原	1153の1の内 1153の2 1154の内 1155 1156 1157の1~1157の3 1158の1 1158の2 1159 1160の内 1161の2の内 1162の2 1163 1164の4

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

【参考】



議案第12号 平成28年度柏市一般会計補正予算について（第4号）

議案第12号は、平成28年度柏市一般会計予算の総額を約45億3,673万円増額し、約1,295億8,168万円に補正するほか、継続費の変更、繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の平成28年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第13号 平成28年度柏市水道事業会計補正予算について（第1号）

議案第13号は、平成28年度柏市水道事業会計予算の資本的支出の予定額を1億円減額し、50億6,300万円に補正するほか、継続費の変更及び債務負担行為の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の平成28年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第14号 平成28年度柏市下水道事業会計補正予算について（第1号）

議案第14号は、平成28年度柏市下水道事業会計予算の債務負担行為の設定に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の平成28年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。